

大阪狭山市議会公式Y o u T u b e 運用方針

1 目的

この運用方針は、大阪狭山市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づき、大阪狭山市議会が運用する大阪狭山市議会公式Y o u T u b e ページを運用するために必要な事項を定めることを目的とします。

2 運用するソーシャルメディアの種類

Y o u T u b e

3 アカウント名、URL及びアカウント運用者名

- (1) アカウント名 大阪狭山市議会
- (2) URL <https://www.youtube.com/channel/UC5plzZQ9UwswSI09QONRJaA>
- (3) アカウント運用者名 大阪狭山市議会

4 ソーシャルメディアによる情報発信の目的及び内容

大阪狭山市議会における一般質問をはじめ本会議の様態を発信し、市民が市議会を傍聴する機会の拡充を図り、市政に対する関心を高めることにより、市民に開かれた議会を実現することを目的とします。

5 ソーシャルメディアの運用方法

- (1) 運用時間 本会議の開催状況に合わせて不定期に掲載します。
- (2) 意見・問い合わせへの対応

ア 原則として発信情報の投稿のみを行うこととし、利用者からの各動画への書き込みは受け付けないものとします。

イ チャンネル登録を受けた場合、原則として拒否しないものとします。

6 個人情報に関する取扱い

大阪狭山市議会が利用者から個人情報を取得する場合は、大阪狭山市議会の個人情報の保護に関する保護条例（令和4年大阪狭山市条例第22号）に基づき、適切に取り扱うものとします。

7 利用上の遵守事項

利用者は、利用にあたって次に掲げる行為は禁止します。大阪狭山市議会は、利用者の行為が次に掲げる行為に該当する場合は、予告なく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 大阪狭山市議会、他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのある行為
- (3) 他者になりすます等の虚偽又は事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介等を含む。）
- (5) 大阪狭山市又は第三者の著作権、商標権等知的財産権又は肖像権等を侵害する恐れのある行為
- (6) 本人の承諾なく個人情報をも特定、開示、漏洩する等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する行為
- (8) 政治活動、選挙活動及び宗教活動又はこれらに類することを目的とする行為
- (9) わいせつな表現を含む情報を掲載する行為
- (10) 大阪狭山市議会、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (11) その他、大阪狭山市議会が不適切と判断した行為

8 知的財産権の帰属

- (1) 掲載している個々の情報（文章、写真、動画、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等のすべての権利）は、大阪狭山市あるいは正当な権利を有する者に帰属します。
- (2) 私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製し、又は転用することはできません。ただし、このアカウントの投稿等をシェアする等の機能を使用し、掲載することはできます。

9 免責事項

- (1) 大阪狭山市議会は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 大阪狭山市議会は、画面上に表示される広告等とは一切関係がありません。広告によるいかなる理由での損害についても、大阪狭山市議会は責任を負いません。
- (3) 大阪狭山市議会は、利用者が掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者

又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。

- (4) 大阪狭山市議会は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 大阪狭山市議会は、利用者が投稿した内容について、一切の責任を負いません。
- (6) 大阪狭山市議会は、予告なく掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止することがあります。
- (7) 大阪狭山市議会は、予告なくこの運用方針を変更する場合があります。

附 則

この運用方針は、令和4年2月28日から適用する。

附 則

この運用方針は、令和6年8月20日から適用する。